平成２３年（フ）第２２１２号
札幌市東区北22条東23丁目２番22号　アドバンテージ元町Ａ102号
債務者　佐野　智子（旧姓川口）
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３６７号
札幌市東区伏古３条４丁目２番８―509号
債務者　松田　　瞳（旧姓三田）
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９２５号
札幌市白石区東札幌４条６丁目１番７号　太田荘102号
債務者　高寺みな子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９７３号
札幌市白石区平和通16丁目北９番48―105号
債務者　石田亜沙美（旧姓福嶋）
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３００７号
札幌市東区北45条東17丁目１番３号　コートアカシアⅡ103号
債務者　木村　　剛
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０２８号
札幌市北区北21条西２丁目１番３号　ベトサダ荘４号
債務者　後藤　寿之
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０３１号
札幌市北区北28条西６丁目１番10号
債務者　山本　敦子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１４３号
札幌市東区北19条東９丁目５番11号　ノースピュア103号
債務者　栗葉　孝子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５７号
茨城県稲敷郡阿見町大字阿見4115番地３
債務者　澤　　昭子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２８７号
茨城県稲敷郡阿見町大字吉原507番地１
債務者　池田　義明（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第３７１号
群馬県高崎市小八木町2002番地１　市住13号棟1314号
債務者　中村　隆則
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１２６２号
千葉県船橋市高根台１丁目３番289棟105号
債務者　江澤惠美子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５０８号
相模原市緑区原宿１丁目11番15号　レジデンス井上103
債務者　新開　愛子（旧姓柳澤）
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５１２号
相模原市南区大野台３―32―９　ラ・メーラ・テラ203号、住民票上の住所神奈川県大和市林間１丁目１番３号　エステートピア林間102
債務者　木村　　博
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５１８号
相模原市中央区田名塩田３丁目７番10号　アルブルー101
債務者　米山　　滋
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５２４号
相模原市中央区千代田２丁目６番５号　サンハイツ103
債務者　佐藤秀三郎
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５３０号
相模原市中央区田名4901番地１　ファインハイムＳＡＴＯ１―207
債務者　亀井　勇気
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部